

東京都中小企業制度融資の拡充 (10月7日から実施)

原油・原材料価格の高騰や景気の低迷などにより、都内中小企業の経営環境が厳しさを増すなか、セーフティネット保証を含む「経営支援融資」の利用が大幅に伸びています。都は、平成20年度補正予算において、都制度融資の「経営支援融資」を拡充し、都内中小企業者の資金調達の一層の円滑化を図ってまいります。

1 「経営支援融資」の平成20年度融資目標額の増額
当初 1,200億円 変更後 1,500億円 (300億円増)

2 保証料補助の拡充

下表のとおり、「経営支援融資」の保証料補助の対象者をすべての小規模企業者に拡大するとともに、補助割合を保証料の2分の1に引き上げます。

制度区分		変更前	変更後
補助対象者	経営セーフ	小規模企業者で責任共有制度対象となる場合	すべての 小規模企業者
	経営一般	小規模企業者	
補助割合	経営セーフ	保証料率のうち0.1%	保証料の2分の1
	経営一般	(責任共有制度対象の場合) 保証料率のうち0.2% (責任共有制度対象外の場合) 保証料率のうち0.1%	

* 今回の拡充は、平成20年10月7日から平成21年3月31日までに信用保証協会が申込みを受け付けた分を対象とします。

* 小規模企業者の範囲・・・製造業等20人以下、卸売業・小売業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人以下の中小企業者

3 受付機関

東京都中小企業制度融資の取扱指定金融機関(80金融機関)

東京信用保証協会、東京都産業労働局金融部金融課 ほか

(注)・東京信用保証協会の保証をご利用いただける方が対象です。

- ・融資限度額には、経営支援融資の既往融資残高を含めます。
- ・東京信用保証協会及び金融機関の審査があります。

【お問い合わせ先】産業労働局金融部金融課

電話 03-5320-4877

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/yuushi/>

(参考) 経営支援融資の融資条件

	経営セーフ	経営一般
資金使途	設備資金又は運転資金	
融資金額	2億8,000万円	1企業1億円以内 (組合については2億円以内)
融資期間	設備資金 10年以内(据置期間1年以内を含む) 運転資金 7年以内(据置期間1年以内を含む)	
融資利率	責任共有利率 年2.1以内~2.6%以内(貸付期間による) 全部保証利率 年1.9以内~2.4%以内(貸付期間による)	
返済方法	分割返済(元金据置期間は1年以内) ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。	
融資形式	証書貸付とする。なお、1年以内の場合は手形貸付とすることができる。	
信用保証	保証協会の信用保証を要する。	
保証人	法人 代表者個人 個人事業者 原則として不要 組合 原則として代表理事	
物的担保	原則として、既存の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が、 8,000万円以下の場合原則として無担保、 8,000万円を超える場合は原則として有担保とする。	
その他	区市町村長の認定が必要	「経営一般」該当届の提出が必要